

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 外国投資者による上場企業への戦略的投資管理について

中国における外国資本の証券市場投資を拡大し、戦略的投資チャネルを活用して資金を引き込む可能性を高め、外国資本による長期投資を促進するため、2024年12月2日から施行される「外国投資家による上場企業への戦略的投資管理方法」が発表されました。本記事では、その主要内容についてご説明いたします。

概要

今回の改訂では、投資のハードルを以下の五つの側面から引き下げられました：

1. 外国自然人による戦略的投資を許可。
2. 外国投資家の資産要件を緩和。
3. 株式公開買付を戦略的投資方法に加える。
4. 定向発行や株式公開買付による戦略的投資において、海外の未上場会社の株式を支払手段として認める。
5. 持株比率やロックアップ期間要件を緩和。

適用範囲

外国投資家が上場企業を通じて、定向発行、新株の購入、株式公開買付、または国家の法令に基づくその他の方法で中国 A 株を取得し、中長期的に保有する行為（以下、戦略的投資）。

外国投資家とは、外国の個人、法人、またはその他の組織を指します；上場企業とは中国 A 株上場企業を指します。

外国投資家の要件

外国投資家は以下の条件を満たさなければなりません：

1. 法律に基づき設立・運営されている外国企業またはその他の組織で、財務が健全で信用が良好、豊富な管理経験を有し、健全なガバナンス構造と内部統制システムを有しており、経営行動が規範に則っていること。外国個人は相応のリスク認識能力とリスク負担能力を有していること。
2. 実際の資産総額が 5,000 万米ドル以上、または管理する実際の資産総額が 3 億米ドル以上であること。外国投資家が上場企業の過半数株主となる場合、実際の資産総額が 1 億米ドル以上、または管理する実際の資産総額が 5 億米ドル以上であること。
3. 過去 3 年間に国内外で刑事罰や規制機関からの重大な処罰を受けていないこと。法人またはその他の組織が設立されてから 3 年未満の場合、その設立日から計算する。

外国法人またはその他の組織が、第 2 項に規定された実際の総資産または管理する実際の総資産の条件を満たしていない場合でも、その完全親会社（前述の主体を完全に所有する外国の自然人、企業またはその他の組織）が前項の条件を満たす場合、戦略的投資を行うことができる。この場合、その完全親会社は、投資行為に対して共同で責任を負うことを誓約するか、外国法人またはその他の組織と契約を結び、責任を共有することとする。資本投資家は約束を行うか、その外国法人またはその他の組織と共同で投資行動に責任を負うことを取り決める必要があります。

外国投資家が自らの海外企業の株式や新たに発行された株式を支払手段として上場企業に戦略的投資を行う場合、以下の条件も満たさなければなりません：海外企業は法律に基づき設立され、登録地に完全な企業法制度を有し、過去 3 年間に国内外の規制機関から重大な処罰を受けていないこと

と；外国投資家が海外企業の株式を合法的に保有し、転売可能であるか、または合法的に新株を発行していること；中国の証券法、会社法、および国務院、証券監督機関、証券取引所、証券登記決済機関の関連規定を遵守すること。

デューデリジェンスに関する要求

外国投資家が戦略的投資を行う場合、外国投資家と上場企業は、中国で登録された財務顧問機関、推薦機関、または弁護士事務所（以下、仲介機関）を雇い、デューデリジェンスを実施する必要があります。

仲介機関の報告

仲介機関は、前述の内容について明確な専門的意見を報告書として出し、その意見を公開する必要があります。仲介機関は、外国投資家およびその一致行動者が上場企業の株式を取得し、保有する株数、持株比率等についてそれぞれ説明する必要があります。

戦略的投資後の株式の譲渡制限

外国投資家が戦略的投資によって取得した中国 A 株は、12 ヶ月間譲渡できません。規定に従わない場合や虚偽の説明などで不正に戦略的投資を行った外国投資家は、条件を満たすまで、および条件を満たした後 12 ヶ月間、取得した株式を譲渡、贈与、質入れすることができません。

戦略的投資の手続き

戦略的投資を通じて、外国投資家は、事前に決定された発行対象者として新株を引き受けるか、競売によって発行対象者として新株を引き受けることができます。

戦略的投資の手続き詳細

上場企業の取締役会により事前に決定された発行対象者として新株を引き受ける場合	競売方式で決定された発行対象者として新株を引き受ける場合	協定転送方式で実施される場合(外国投資家が取得する株式の割合は、その上場企業の発行済み株式の 5%以上)	公開買付方式で実施される場合(外国投資家が予定する上場企業の株式の取得割合は、その上場企業の発行済み株式の 5%以上)
<ol style="list-style-type: none"> 1. 上場企業と外国投資家は、定向発行契約を締結する； 2. 上場企業の取締役会は、外国投資家に新株を定向発行する関連決議を行い、本戦略的投資が本規則に規定された条件を満たすかどうかを開示する； 3. 上場企業の株主総会は、外国投資家に新株を定向発行する関連決議を行う； 4. 上場企業は、国務院証券監督機関お 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 上場企業の取締役会および株主総会は、定向発行新株に関する決議を行う； 2. 上場企業は、国務院証券監督機関および証券取引所の規定に従い、株式発行の登録手続きを実施し、登録決定を取得する； 3. 外国投資家は競売で発行対象者として決定された後、上場企業と外国投資家は定向発行契約を締結する； 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 上場企業は、法令および会社の定款に従い、内部手続きを実施する； 2. 転送者と外国投資家は、株式転送契約を締結する； 3. 転送の両者は、証券取引所に株式転送確認手続きを行い、証券登記決済機関に株式移転手続きを申請する； 4. 外国投資家と上場企業は、関連規定に従って手続きを完了した後、外国投資家または上場企業は商務主管部 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 外国投資家は法令に従い、公開買付報告書の概要を作成する； 2. 外国投資家、上場企業および関係者は、法令および国務院証券監督機関、証券取引所の規定に従い、報告や公告の手続きを実施する； 3. 外国投資家は証券取引所に株式転送確認手続きを行い、証券登記決済機関に対して買付株式の一時保管、株式転送決済、移

<p>よび証券取引所の規定に従い、登録手続きを実施し、登録決定を取得する；</p> <p>5. 上場企業は、証券登記決済機関に対して株式登記手続きを申請する；</p> <p>6. 上場企業が定向発行を完了した後、外国投資家または上場企業は、商務主管部門に投資情報を報告する。</p>	<p>4. 上場企業は、証券登記決済機関に対して株式登記手続きを申請する；</p> <p>5. 上場企業が定向発行を完了した後、外国投資家または上場企業は、商務主管部門に投資情報を報告する。</p>	<p>門に投資情報を報告する。</p>	<p>4. 外国投資家は、関連規定に従って手続きを完了した後、外国投資家または上場企業は商務主管部門に投資情報を報告する。</p>
---	---	---------------------	---

お見逃しなく！

その他の具体的な内容については、関連法規を参照してください。